

④点呼支援機器等導入促進助成金交付要綱

(令和7年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)の会員事業者(以下「会員」という。)が輸送の安全確保の根幹をなす運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる機器及びシステム等(以下「自動点呼機器」)の導入等に対する助成金の交付に関し必要事項を定め適切かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする自動点呼機器は、国土交通省が認定した「自動点呼機器」とし、**対象となる自動点呼機器の導入費用は、機器本体の他に、周辺機器、セットアップ費用等とするが、消費税は導入費用に含めない。**

なお、機器の最新情報は、国土交通省ホームページにて確認ください。(別て認定を受けた自動点呼機器一覧を掲載します。)

(助成対象者)

第3条 助成の対象者は、県ト協の会員で長野県内の営業所に導入する中小企業者(以下「請求事業者」という。)とする。

なお、請求事業者とは中小企業基本法第2条第1項に定める資本金の額若しくは、出資の総額が3億円以下の会社、又は常用使用する従業員の数が300人以下の会社若しくは、個人とする。

(助成金の交付)

第4条 **年度内に1事業者1台を上限に、全日本トラック協会(以下「全ト協」という)は、導入費用(消費税を含まない)として100,000円を上限に助成する。**

県ト協は、導入費用から全ト協が助成した額を控除した分の1/2(上限100,000円)(千円単位)を助成する。

2 当該年度内の申請台数は1事業者あたり1台分を上限とする。ただし、所属する協会の域内にGマーク認定事業所を有する事業者は、2台まで申請が可能とする。

3 期間内であっても助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(対象期間)

第5条 令和7年4月1日以降にサービス利用を開始したものとする。

(助成期間)

第6条 **令和7年4月1日から令和8年2月末までに導入費用の支払い等が終了したものとし、最終申請期限は令和8年3月5日とする。**

(助成金の請求)

第7条 助成金の交付請求は、「点呼支援機器等導入促進助成金申請書」(様式1)とと

もに取扱店に支払った導入費用の領収書の写し、導入に際し作成された契約書、「サービス利用申込書(写し)」、機器の管理No.(シリアルナンバー)が記載された書類の写し、その他当協会が必要と定めるものを添付して請求するものとする。

(機器の処分制限)

第8条 会員事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ当協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(助成の条件)

第9条 申請時において、協会費の滞納期間が3ヶ月以上、又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他の必要事項)

第12条 この要綱の定めによるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

業務後自動点呼の実施に係る届出書

令和 年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住所 _____
氏名又は名称 _____
代表者氏名 _____
(連絡先) 担当者氏名 _____
(連絡先) 電話番号 _____
(連絡先) メールアドレス _____

業務後自動点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて届出します。

記

1. 業務後自動点呼を行う旅客自動車運送事業の種類 (該当するものに○をつけること)
一般貨物・特定貨物

2. 営業所・車庫の名称等

営業所・車庫の名称	営業所・車庫の位置	使用する機器の名称 (製品番号) ※国土交通大臣の認定を受けている場合は認定番号についても記載。

3. 業務後自動点呼開始予定日 令和 年 月 日

4. 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)

対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示 (令和5年国土交通省告示第266号) に規定されている要件を遵守します。

5. 添付書類

- ・非常時に対面点呼又は実施が認められている点呼を行うことができる体制が分かる書類
- ・自動点呼機器の設置場所及び設置の状況が分かる書類
- ・監視カメラの設置場所が分かる書類